

岩手県告示第 12 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 22 年 1 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
西磐井郡平泉町長島字田頭 31 番 5 地先から 9 番 1 地先まで	新	m 38.8~14.3	m 155.5
	旧	35.3~13.6	155.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
- (2) 期間 平成 22 年 1 月 5 日から同年 2 月 5 日まで